

特記仕様書

- 1 件名 学習用タブレット端末で使用するタッチペンの購入
- 2 品名 タッチペン
- 3 数量 6,000本
- 4 納入期限 令和3年3月31日
- 5 納入場所 市川市教育センター 外市内公立小中学校57箇所
(契約締結後に詳細を通知するものとする)
- 6 担当課 教育センター
- 7 目的 本件は、市内公立小・中・義務教育・特別支援学校で使用する学習用タブレット端末の操作時に用いるタッチペンを購入するものである。
- 8 規格 以下の規格を満たす物品とする。
 - (1)物理仕様
 - ・ペン先はシリコンゴムとナイロン繊維でできていること。
 - ・本体はアルミニウム等の金属製であること。
 - ・全体の長さが150mm以内であること。
 - ・本体部径が9mm以内であること。
 - ・ペン先径が7mm以内であること。
 - (2)性能仕様
 - ・静電式であること。
 - ・本市で導入済の富士通製ARROWS Tab Q5010/DEGでも問題なく使用できること。
 - ・ペン先の劣化の際には、別売り等の交換用のペン先で対応ができること。
 - ・画面に液晶保護フィルム等を装着している場合でも操作することが可能であること。
- 9 参考製品 ELECOM 超感度タッチペン P-TPC02BK
- 10 検収について 納品に際しては担当課担当者及び契約課担当者の検収を受けるものとする。
- 11 その他
 - ア. 納入する製品を選定し、入札時に内訳書により指定すること。
 - イ. 「9 参考製品」に掲載の製品以外で、同等の品質、機能を有する製品を選定する場合は、入札参加申請時に質疑書を提出し、担当課の承諾を得ること。
 - ウ. 納入する製品は、傷・汚れ・その他外観を損ねるものがない。
 - エ. その他不明な点は、担当課担当者及び契約課担当者へ連絡し、指示を受けること。
 - オ. この特記仕様書に定めのない事項について、物品供給契約書(物品供給契約約款を含む)に定めるとおりとする。
 - カ. 暴力団等排除に係る契約解除に間する特約条項を遵守すること。□
 - キ. 万が一、指定のタブレットで動作しないことが発覚した場合は、納期までに代用品を用意し、納品すること。